

「(仮称) 住田遠野風力発電事業」環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 当該事業実施区域内には、岩手県環境保全指針による保全区分がBランクに位置付けられる地区が含まれ、また、周辺には希少猛禽類が生息する等、事業実施区域及びその周辺は環境保全上重要な地域であることから、以下に示す個別的事項に留意しながら、事業計画の検討を行い、想定される環境影響に対する適切な環境保全措置を講じたうえで、事業を実施すること。
- (3) 事業実施区域の周辺で他の事業の実施が予定されており、将来的に複合的な環境影響が懸念されることから、他の事業者等との調整を図りながら、複合的な環境影響の回避又は低減に向けた適切な環境保全措置を講ずること。
- (4) 事業計画の熟度に応じて、更なる事業実施区域の絞り込みを行う場合には、その過程を分かりやすく示すとともに、調査、予測及び評価の結果に基づく風力発電設備の構造・配置の検討経緯を明らかにし、評価書に記載すること。
- (5) 風車の設置や資材運搬のための道路の拡幅工事等に伴う土地の改変は最小限となるよう配慮し、供用後は改変部分を適切な方法により復元するよう努めること。
- (6) 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電機の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

施設の稼働に伴う騒音等の予測評価については、客観的なデータに基づき実施するとともに、風力発電機の機種 of 正式決定等に伴い、これまでの予測評価の結果に変動が生じることが見込まれる場合には、再度、予測評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

(2) 水環境

事業実施区域周辺には複数の水道水源や住居等が存在し、事業実施に伴う水道水源や井戸水等への水質に係る影響が懸念されることから、影響について調査、予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載するとともに、水道水源及び井戸水等への影響を回避すること。

また、事業に伴う水道水源への影響については、当該水源を利用する水道事業者と十分に協議すること。

(3) 動物及び生態系

- ① 希少猛禽類については、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、必要に応じて風力発電機の基数の削減や位置の変更を検討するとともに、専門家の意見を聴きながら、バードストライク防止のための、風力発電機の視認性を高めるための措置の実施や、風力発電機の設置場所及びその周辺の造成地への木質チップの散布等の適切な環境保全措置を講ずること。
- ② 希少猛禽類に対する環境保全措置として餌場の設置等の代償措置を実施する場合には、専門家の意見を聴きながら、適切に実施すること。
- ③ コウモリ類への影響に係る予測評価に用いたデータや評価の根拠等については、評価書に明確に示すこと。
- ④ 希少猛禽類及びコウモリ類への影響に関する予測及び評価には、不確実性を伴うことから、供用後に事後調査を実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討するとともに、環境保全措置に関して新たな研究成果等が発表された際には、追加的な採用に努めること。
- ⑤ 生態系への影響に係る予測及び評価については、専門家の意見を聴きながら適切に実施し、その結果を評価書に記載すること。